

【別添】

成果活用促進事業等の内容及び実施方法に関する補足説明について

I. 本事業の位置づけ

本事業を実施するにあたり背景・経緯があれば記載すること。

※学内での既存の取組や組織、実績等経緯があれば記載すること。

※その他本事業を実施するに至った背景、本事業の位置づけ等について記載すること。

II. 実施体制

組織図、役職員の略歴等を記載すること。

※別表1（注3～5）で添付を求めている資料の作成により代用可能。あるいは、別表1において本別添を引用することも可能。

※「役員の略歴等」については、実施する業務に関し、当該役職員が豊富な知識や十分な能力がある旨及び設立法人で担当する役割についても記載すること。

III. 企業理念・経営方針

企業理念・経営方針・ビジョン等記載すること。

※外部法人化に伴うメリット等について記載すること。

IV. 事業内容及び実施方法

申請予定の種類の事業について、ポンチ絵等用いながら説明すること。

※国立大学法人・設立法人・民間事業者等のそれぞれの役割・関係性をわかりやすく図式すること。

V. 中長期的事業計画

5年以上の事業計画について記載すること。

※内容について、別表3の成果活用事業等の実施に必要な資金の額及びその調達方法の1. 成果活用促進事業等の運営に伴い見込まれる収入及び費用及び2. 成果活用促進事業等の実施に必要な資金の調達方法に関する積算根拠等を記載すること（必要に応じてグラフ等で視覚化すること。）。

例えば、案件の実施見込（どのような案件を想定しているか）、実施件数、単価等記載し、算出根拠としてこれまでの実績や参考情報がある場合には記載すること。

コメントの追加 [文部科学省1]: <参考条文>

第一条 文部科学大臣は、法第二十二条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条の五第二項の認可に係る申請の内容が次に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、これを認可するものとする。

一 出資の相手方に関すること。

ハ 出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合は、成果活用促進事業、教育研究施設管理等事業、研究成果活用事業又は指定国立大学研究成果活用事業（以下「成果活用促進事業等」という。）の実施に係る次に掲げる要件を満たし、当該事業を適切に実施することが認められること。

（2）成果活用促進事業等の内容及び実施方法に関する事項

（i）成果活用促進事業等に必要とされる業務内容成果活用促進事業者等は成果活用促進事業等を自らにおいて行うか、又は当該事業の一部を適確かつ円滑に実施することができる委託先に委託すること等により、責任をもって遂行すること。

（ii）経営方針の策定及び中長期的事業計画の作成
成果活用促進事業者等は、基本的な経営方針を策定するとともに、将来にわたって当該事業を存続させることを前提として、当該事業の実施に関する中長期的な事業計画を作成すること。

（iii）適切な人材の確保
成果活用促進事業者等は、事業を適切かつ確実に遂行するため、業務全体の内容を責任を持って監督し得る能力を有する常勤の役職員を一名以上確保すること。また、実施する業務に関し豊富な知識や十分な能力がある者を配置するよう努めること。